

舞鶴市国民健康保険運営協議会への諮問について

・舞鶴市は、次のとおり開催される標記協議会に、下記事項を内容とする案を市長から諮問します。

1. 設置目的 国民健康保険事業の運営に関する事項について、市長の諮問に応じて審議答申し、必要ある時は市長に建議する。
2. 日時 令和5年2月9日（木）14時～
3. 場所 市役所 本館4階 議員協議会室
4. 主催者 舞鶴市国民健康保険運営協議会
5. 構成委員
 - ・被保険者を代表する委員5名
 - ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員5名
 - ・公益を代表する委員5名
 - ・被用者保険等保険者を代表する委員1名合計16名
6. 諮問事項 別紙1のとおり
7. その他
 - ・記事の解禁は2月9日（木）14時以降でお願いします。
 - ・2月17日（金）10時から特別応接室にて会長から市長へ答申予定。

【お問い合わせ先】

保険医療課：☎0773-66-1003（内線2160）、FAX0773-62-7957

E-mail：hoken-iryuu@city.maizuru.lg.jp

舞鶴市国民健康保険運営協議会への諮問事項

1 令和5年度一人当たり年間必要保険料（案）について（参考資料1）

		令和4年度	令和5年度	対前年度比
医療分+支援分		73,900円	73,900円	0円(0%)
内 訳	医療分	53,390円	53,390円	0円(0%)
	支援分	20,510円	20,510円	0円(0%)
介護分		27,820円	28,660円	840円(3.0%)

2 舞鶴市国民健康保険条例の改正について（参考資料2）

- (1) 国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ
- (2) 保険料軽減の対象となる所得基準額の引き上げ(軽減対象の拡大)
- (3) 出産育児一時金の見直し